

農業委員会だより

発行:中標津町農業委員会

編集:広報特別委員会

第38号

農業 なかしべつ



収穫の喜びとコロナ退散を祈って

ハロウィン【けねべつ】

10月24日(日) 新型コロナウイルス感染防止のため中標津町交流センター横の芝生広場で子供・保護者・スタッフを含めて約60名が集い、2時間程で約200個のかぼちゃランタンを手作り、計根別本通及び計根別幼稚園・学園・バスターミナル等の公共施設にランタンを設置(灯火)して、24~30日までハロウィンを楽しみました。

この催しは、地元(計根別市街)の若手経営者の発案から、中標津農業高校、計根別幼稚園・学園、NPO、町内子供会、役場職員(都市住宅課・支所)のワークショップ(協働)で、高校生が先生となって児童・園児に教えることを主体として、かぼちゃの栽培(播種~収穫作業)をとおして作物の生長と収穫の喜びとランタン作りの楽しさを体験(学習)する“祭り”として、数年前から催しています。参加した子供たちにはランタン作りのご褒美としてお菓子を配り、設置を終えた“かぼちゃ”は食用とならないことから、町内の養豚業者に引き取っていただき、美味しいお肉に生まれ変わることを願い、無事に閉祭することができました。



ハーイ!お姉ちゃんのお話聞いてね(移植)



これ、イイの〜!? (雑草抜き)



上手く出来た〜!? (ランタン作り)



ハロウィンとは… 中央アジアからヨーロッパに渡来した古代(2000年以上前)のケルト人が、現在の「11月1日を新年」と定め、新年の始まりを祝い前日から行っていた「サーウィン(感謝祭)」が「ハロウィン」の起源とされており、秋の収穫をお祝いし先祖の霊をお迎えするとともに悪霊を追い払う盂蘭盆会の意味合いも含まれていると言われます。最初は“カブ”

だったランタンは、日本で言う鬼火のような存在で、アメリカにハロウィンが伝わってから“かぼちゃに”変わり、怖い顔にくり抜いて部屋の窓辺などに飾ると魔除けの役割を果たし悪霊を怖がらせて追い払えるそうです。また近年は、魔女やモンスターに扮した子どもたちが街を練り歩き、「トリック・オア・トリート」(お菓子をくれなきゃ、いたずらしちゃうぞ!)と玄関先で声をかけてお菓子をねだると、大人たちは「ハッピーハロウィン!」と答えて、お菓子を渡すのがルールになっているようです。お菓子は悪霊を追い払うなどの意味があるそうです。実は、北海道にも似たような伝統行事の「ロウソクもらいの日」があり、七夕や月遅れの七夕(8月7日)に各家庭を訪問し、歌を歌ってその返礼にロウソクやお菓子をもらう行事が伝承されています。



年頭にあたり

中標津町農業委員会

会長 本田 信幸



新年あけましておめでとうございます。皆様方におかれましては、穏やかに新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。農業委員会の業務に対しまして農業者の皆様をはじめ関係機関の方々にはとてもお世話になり厚く御礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、一番サイレージ調整では天候不順で収穫作業が遅れ大変でしたが、二番草やデントコーンの収穫作業は台風が上陸せず、畑作物も含め質、量共に安定した一年だった様に思います。しかし、世界中に広がったコロナウイルスにより殆どの経済活動も停止となり、地域経済に経験したことのない試練とダメージが降りかかっています。

農業委員会の活動も様々な研修会が中止となり、家族協定調印式は様々な配慮をして頂きながら11月10日に実施させていただきましたが、後継者対策協議会で進めている青年の交流会を実施する事が出来ません。活動の制約もあり農業者年金の推進等も十分に推進できずにはありますが、農業委員会は地域農業者の代表として皆さんのご意見を聞き、関係機関と連携し優良農地の確保と有効利用・集積に農業委員と職員一同積極的に取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたしますと共に、一日でも早くコロナウイルスが収束し、地域全体の経済活動が元に戻ることを、皆様のご健康とご多幸を御祈念し挨拶とさせていただきます。

あけましておめでとうございます。



二瓶	横田	谷川	長谷川	田中	竹村	田中	瀧本	須崎	和泉	後藤	高橋	赤波	小林	中村	笠原	武田	本田	中標津町農業委員会
裕貴	千秋	好則	孝二	洋希	聡	世一	和男	智	光広	宏幸	正一	信二	亨	正生	康博	健治	信幸	

釧路町農業委員会視察研修受け入れ



11月6日に釧路町農業委員会の工藤徳一会長はじめ農業委員4名と事務局職員2名が視察研修で当町を訪れ、中標津町農業委員会は、本田会長を含む農業委員5名と事務局職員2名、農林課職員1名が応対し意見交換などを行いました。釧路町は海岸部に酪農、それ以外はほとんどが小規模な畑作で、農家戸数の減少やヒメダイコンバエの被害や狭小農地の問題に苦慮されている現状とのことでした。畑作農家である田中世一委員から町内でも被害が出ているヒメダイコンバエの対策として、農家個別の栽培ではなくJA全体で団地による作付けを行い、土地に定着するヒメダイコンバエの性質を考え、作付けす

る団地を移動させる対策が効果を上げていることなど中標津町内における畑作の現状等について説明しました。この対策は釧路町農業委員会も大きな関心を示しましたが、釧路町では困難な対策であり、農業の研究など今後両町とも情報共有すべき課題であるとの認識でありました。その他にも、新規就農者の受け入れの対応及び育児支援、太陽光発電業者による売電が目的であると推測される農地取得の試みなどについて意見交換し、共通する問題として今後も意思疎通と情報共有することを確認でき、有意義なものとなりました。

農業者年金で

老後の生活を 安心サポート!!



3つの要件を
満たせば
どなたでも
加入できます

特徴

1

農業に従事する方なら広く加入いただけます。

【加入資格】★年間60日以上農業に従事し、
★国民年金の第1号被保険者(保険料納付免除者を除く)で、
★20歳以上60歳未満の方です。

特徴

2

少子高齢時代に強い年金です。

★積立方式の確定拠出型年金です。
★加入者・受給者数の増減に左右されない、安定した制度です。

特徴

3

**終身年金です。80歳前にお亡くなりになった場合には、
死亡一時金を遺族の方にお支払いします。**

★年金は生涯受給できます。
★仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなられた場合には、80歳までに受け取るはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額がご遺族に死亡一時金として支給されます。

特徴

4

公的年金ならではの税制上のメリットがあります。

★支払った保険料は全額(最高80万4千円)が社会保険料控除の対象になり、所得税・住民税等の節税になります。 →裏面参照

特徴

5

通常加入なら、保険料の額は自由に選べます。

★月額2万円から6万7千円まで千円単位で選択できます。

特徴

6

政策支援加入なら、保険料の国庫補助があります。

★一定の要件を満たした意欲ある担い手は保険料の2割、3割、5割の補助が受けられます。
★補助を受ける場合の保険料は月額2万円に固定されます。

老後の備えを考えましょう

農業者の平均余命 男性88歳 → 65歳で引退した場合：約 **23**年
女性92歳 → 65歳で引退した場合：約 **27**年

老後の生活は、
こんなに
お金がかかります

不足分は
農業者年金で

老後の家計
288万円/年



国民年金
156万円/年

※夫婦2人の合計金額

農業者年金に加入すれば……

例えば…

30歳で農業者年金に加入
保険料**2**万円(月額)納付

私たちは
農業者年金に
加入している
から安心



老後に備えて
準備しているから
不安がないよね

男性 **50** 万円/年
女性 **42** 万円/年
を受け取れる試算になります。

※運用利回り2.5%、予定利率0.20%で試算した場合

税制上のメリットを詳しく見てみましょう (表面の特徴4)

★政策支援加入(年齢35歳未満、認定農業者、認定新規就農者で青色申告をしている人等)なら、月額最高1万円の保険料補助を受けられます。その場合のメリットは、年額12万円の保険料補助だけではありません。支払った保険料(年額12万円)は全額が社会保険料控除(所得税・住民税・復興特別所得税の節税)の対象になり、税率30.4%の場合でさらに3万6千円のメリットがあり、保険料補助と合わせると15万6千円のメリットがあることとなります。

※民間の個人年金の場合は控除額の上限は5万円(平成24年1月1日以降の保険契約は4万円)です。

保険料支払いによる節税効果の目安(所得税・住民税・復興特別所得税)

課税対象 所得	税 率	加入者の支払った保険料		
		政策支援加入	通常加入	
		月額1万円 (年額12万円) の場合	月額2万円 (年額24万円) の場合	月額6.7万円 (年額80.4万円) の場合
195万円以下	15.1%	1万8千円	3万6千円	12万1千円
195万円超330万円以下	20.2%	2万4千円	4万8千円	16万2千円
330万円超695万円以下	30.4%	3万6千円	7万3千円	24万4千円

(注)保険料支払後も保険料支払前と適用される税率に変更がないものとして試算しています。百円単位は端数処理しています。

民間の
個人年金より
ずっと手厚い!



農業委員会

農業者年金の詳しい内容や加入のお申し込みは、最寄りの農業委員会またはJAか、農業者年金基金に直接お問い合わせください。

令和2年活動報告

農業委員会における主な活動は毎月1回開催される農業委員会総会の他にも農政委員会及び農地委員会などの特別委員会、あっせん会議、各種研修会や農地パトロールなど多種多様な活動がありますが、令和2年1月から12月までにおける農業委員会総会の開催内容は主に以下のとおりとなっております。

農地法第3条許可申請～64件

当事者同士による相対での賃貸借・使用貸借・所有権移転を行う場合の手続き。この手続きを行わない貸借や所有権移転は無効となる。また、農地の貸借や所有権の取得は農地法により、農業者か同法に規定されている条件を満たした農地所有適格法人でなければならない。

農地法第4条許可申請～13件

農業者等による農地の自己転用を行う場合の手続き。農業用施設や農業者用住宅の建設の際に行う場合が多い。

農地法第5条許可申請～14件

農地を転用目的により貸借や売買を行う際の手続き。砂利等の採取やイベント時の臨時駐車場などの際に行う場合が多い。



現況証明願い～34件

当証明願いのあった土地が農地または採草放牧地か否かを証明する手続き。登記簿上の地目を畑から変更する際に行う場合が多い。

農地所有適格法人の定期報告要件確認～56件

法人が農地を貸借または所有するには農地法の要件を具備する必要がある、年に1回農業委員会に定期報告を提出し確認を行う。

農用地利用集積計画～140件

農地法第3条許可申請と同様に賃貸借・使用貸借・所有権移転を行う場合の手続きであるが、農業経営基盤強化促進法により市町村農業経営基盤強化基本構想に基づき育成すべき農業経営者等に農用地を集積するための手続きで、売買や賃貸借の金額や権利の取得者は、農業委員会の仲介により決定することが必要。譲渡所得税、登録免許税、不動産取得税などの軽減等のメリットがある。

買入協議の要請～4件

当地域での利用調整が不調となった場合に、農地中間管理機構(北海道農業公社)に一括で農地の買入を要請する際の手続き。買入した農地は機構が農業者等に5年間貸付した後に売却する。(いわゆる保有合理化事業)

その他案件(報告含む)～119件

中標津町農業委員会委員研修会

11月9日に北海道農業会議の乾泰司事務局長を迎え研修会を開催し農業委員17人が熱心に研修を受けました。第1部は農業委員会法に基づく農業委員会制度全般と農地法の基本的事項についての説明を受け、新任委員はもちろんベテラン委員も真剣に聞き入り、質疑なども積極的な研修会となりました。また、第2部は交換分合事業についての制度や補助事業の説明がありました。交換分合は中標津町においては平成18年度の若竹地区を最後に実施しておりませんが、補助事業メニューの縮小を主な要因として、近年は全国的にも事業実績がほとんどない状況であり、国は制度としての交換分合事業を推進しておりますが、時間や手間の割に補助金や税控除のメリットが少なく、今後も事業採択を躊躇する状況が続くと推測されます。

経営移譲説明会を開催



毎年、経営移譲を予定している方を対象に、農業委員会とJAとが連携して経営移譲説明会を実施しています。適切な経営移譲を進めていただくため、農業者年金の受給方法や所有農地の確認、農地の移譲方法の確認などを行っています。

今年度は中標津地区で8組(うち法人化3組)、計根別地区で1組と、法人化を含む9組を対象として、地区担当農業委員と事務局、管轄するJA担当者などで自宅等を訪問し行いました。航空写真を使って農地・非農地を確認し、後継者に権利を移譲するための確認作業の際は、改めて

普段使っている農地を確認することで、自分の資産のチェックと今後の施設整備等の際に農地転用の手続きが必要であることなどを知る良い機会とも言えます。これから経営のバトンを受ける後継者の皆さんのさらなるご活躍に期待しています。なお、今年度は新型コロナの影響で、11月10日に延期し開催しましたが、通常は4月に家族経営協定調印式を開催しています。

第41回家族経営協定調印式

第41回家族経営協定調印式を11月10日に役場301号会議室を会場として開催しました。新型コロナ感染拡大に伴い4月開催から延期しておりましたが、協定書を締結した4組中3組のご家族が出席され、主催の本田会長のあいさつ、来賓の西村町長の祝辞につづき、JA中標津高橋組合長と地区担当農業委員の立会のもと協定書を手交しました。高橋組合長からの激励の言葉を受け、協定者の皆さんは感慨深く傾聴していました。最後は、協定者代表の小出清信氏が謝辞を述べられました。また、前経営主の長年のご苦労に対する労いの意を含めて、感謝状と記念品が贈呈されました。経営を引き継いだ後継者の皆さんは、決意を新たにしていました。



1回家族協定調印式



藤井家

第41回家族協定調印式



林家

第41回家族協定調印式



小出家



金子家

ご都合により残念ながら出席できなかったことから、自宅で協定書等の手交をささやかに行いました。



経営移譲 Q&A



Q1 経営移譲とは？

A1 経営移譲とは、農業経営に供している自分名義の農地等の権利を後継者か第三者に所有権を移転するか、使用収益権を移転又は設定（期間10年以上）して、農業経営から引退すること。経営者の地位を表す諸名義（組勘、農業共済の加入名義、経営所得安定対策等交付金の申請名義、農業所得に係る納税申告の名義など）の変更も必要。

Q2 経営移譲するときに農地はどうしたらよい？

A2 後継者への移譲は、所有農地を贈与（所有権移転）するか使用貸借（無償貸し付け）する方法があり、第三者（法人含む）への移譲は、使用貸借・賃貸借・売買（所有権移転）のいずれかが考えられる。農業者年金の加入・受給状況や『農地の生前一括贈与の課税特例（贈与税納税猶予制度）』を適用中の場合など状況によって、その方法の選択肢や移譲先（受け手）が限られる場合もあるので事前にしっかり確認が必要。また、農業者年金の政策支援（国庫補助）を受け、経営承継により特例付加年金を受給する場合は、農業用施設の処分も必要となる。なお、賃貸借中の農地は合意解約して返すか、後継者等に借り換えすることになる。

Q3 農地を処分する方法はどれを選べばいいの？

A3 後継者への経営移譲の場合は、農業者年金や『農地の生前一括贈与の課税特例』の対象農地であるか否か、相続に係る遺産分割協議の難易度など家族の状況による。法人を含む第三者の場合もそれぞれに個別の事情があるため一概にどれがよいとはいえない。まずは使用貸借で処分し、後年において贈与へ切り替えることも考えられる。

（★詳しくは次号以降に掲載予定）

Q4 息子が代表で法人を設立しての経営移譲も可能なの？

A4 はい。農業を営むことが目的である法人は第三者と同じ扱いである。ただし、当該法人は農地法の適用を受ける『農地所有適格法人』の要件を満たしていることが必要。

Q5 先代（祖父等）から経営移譲を受け、農地は使用貸借している。自分（父等）も息子に経営を引き継ぎ引退したいが、先代がまだ経営移譲年金を受給中で問題ないか？

A5 経営移譲年金の受給者の直系卑属であれば農業従事期間や年齢によるが、農地を適切に処分して経営移譲のうえ手続きを行えば、引き続き先代の経営移譲年金受給継続が可能。



全国農業新聞は経営とくらしに役立つ
農業総合専門誌です。お申し込みは、
お近くの農業委員、農業委員会へどうぞ。

発行日：月4回 金曜日発行
形態：B3版 10～14 頁縦
購読料：月 700円（送料、税込み）

公式 SNS 開設しました

ホームページ及び年2回発行の「農業なかしべつ」を補完し、農業者の皆さんに役立つ情報や農業委員の活動状況について迅速にお伝えするため、フェイスブックとツイッターの公式アカウントを開設しましたので、皆さんからのフォローを頂ければ幸いです。



ツイッター



フェイスブック



農地パトロールを実施しました!!

違法転用や耕作放棄地の発見や是正等を目的に町内全域の農地利用状況調査と農地パトロールを実施しました。10月9日は砂利等採取一時転用許可済の10カ所の現場を回り、作業の進捗や農地復元の状況等について採取業者の立会及び説明を受けました。また、今後の事業の進め方や不良農地化及び耕作放棄防止のため、農地復元の考えを聴取しました。令和元年に中標津町農業委員会と根室中部砂利販売協同組合は砂利等地下資源採取に係る農地の一時転用に関するルールを協議し協定を締結しました。今後も限りある地下資源の採取と優良農地の保全の両立のため、農地パトロールを行い農地法及び協定どおりの事業実施についての確認を継続していく必要があります。農地所有者である農業者の皆さんもご協力願います。



お知らせ

農業後継者対策協議会の行事

当協議会では青年の新しい出会いの場を提供することを目的に、毎年2回の交流会を開催し農業に興味のある女性を全国から募集しておりました。道東の冬の農業を体験してもらいながらの冬季交流会も、夏季に続いて新型コロナの感染拡大防止の観点から中止とさせていただきます。また、「フレッシュミズの集い」の3月の開催は未定ですが、決定した場合は対象となる方に別途ご案内します。



農地の転用にご注意ください!!

例えば農地に「畜舎を新增築したい」、「自分や後継者の住宅を建てたい」、「資材置き場や駐車場にしたい」という場合は必ず農地法の転用許可が必要です。農地かどうかは登記簿の地目ではなく現況によって判断され、手続きを怠ると工事の中止や現状回復の指導、(注)罰金等が科せられる場合があります。計画がある場合は必ず地区担当農業委員か農業委員会事務局またはJAに早めにご確認ください。

他にも

- 農業振興地域内では農用地区域の除外等が必要かも?!
- 草地改良事業を実施した場合は、事業完了後8年経過しなければ補助金返還かも?!
- 中山間地域等直接支払制度の返還となるかも?!
- 経営移譲年金および特例付加年金の対象農地なら年金の減額や支給停止かも?!

(※注)虚偽その他不正の手段により許可を受けた者(農業用施設を建設すると申請しておきながら他の用途の建築物等を建設するなど)や許可条件に違反している者又はその工事の請負人等について3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人は1億円以下)が適用されることがあります。

編集後記

みなさん、いつも“農業なかしべつ”をご覧いただきありがとうございます。

昨年は委員の改選の年で新しいメンバーを迎えて、紙面体裁を縦書きから横書きに変更し連載記事の掲載など、心機一転皆さんに、より興味をもってもらえる紙面づくりを目指して頑張りたいと思います。収束の見えない新型コロナウイルスの感染危機の中で、思うように活動が出来ませんが、広報紙ならではの有益な情報の提供に努めて参りますので、宜しくお願いします。(谷川)

発行元

中標津町農業委員会

中標津町丸山2丁目22番地

TEL(0153)73-3111 FAX(0153)73-5333

http://nakashibetsu.jp/nougyou_jinkai/



広報委員長	赤波江信二
副委員長	谷川 好則
委員	二瓶 裕貴
委員	竹村 聡
委員	武田 健治